

競争入札設計図書等に関する回答書

令和8年3月3日

富岡土木事務所長 旗野 直広

工事（委託）番号	第25-41371-0127号
工事（委託）名	道路橋りょう維持（維補）工事（舗装補修）
質 問 事 項	
<p>1 交通誘導員の増員について、準備工や測量実施時に必要となった場合、または、警察署との協議等において必要となった場合は、変更協議対象となりますでしょうか。ご教示願います。</p> <p>2 測量に基づいた図面を監督員に提出したのちに、設計変更確定までに時間がかかることにより、その後の施工期間の確保が困難な場合は、工期の延長および現場維持費等について、変更協議の対象となりますでしょうか。ご教示願います。</p> <p>3 本工事はICT活用工事の対象ではございませんが、仮に協議を行ったうえでICTを活用した場合にICT活用工事としてICT補正およびICT活用工事の実施証明をいただくことは可能でしょうか。ご教示願います。</p> <p>4 現地確認において、施工区域内の縦断方向排水構造物が約20mに渡り大きく損傷していることを確認いたしました。舗装補修に先立ち排水構造物の入れ替えが必要と見受けられますが、このような場合は変更協議の対象となりますでしょうか。ご教示願います。</p>	
回 答 事 項	
<p>1 福島県工事請負契約約款第18条に基づく協議の対象とします。</p> <p>2 福島県工事請負契約約款第22条に基づく協議の対象とします。</p> <p>3 福島県土木部ICT活用工事（舗装工）実施要領1（3）により、対象工事とはしておりません。現地調査の結果、対象工事に該当する場合は、福島県工事請負契約約款第18条に基づく協議の対象とします。</p> <p>4 福島県工事請負契約約款第18条に基づく協議の対象とします。</p>	